

医療費のお知らせについて

「医療費のお知らせ」発行の目的

当共済組合では、次のことを目的として、組合員及び被扶養者の皆様に、年1回「医療費のお知らせ」を発行しております。

- ① 皆様に受診時の医療費の実情を理解していただくこと
- ② ご自身の健康に対する認識を深めていただくこと
- ③ 共済組合の健全な運営を図ること

「医療費のお知らせ」の見方

受診者氏名 (カナ)	キョウサイ タロウ様
受診者氏名 (漢字)	共済 太郎様
照会番号	123456789

①

② 診療年月	③ 診療 区分	④ 受診 日数	⑤ 保険医療機関等の名称	⑥ 医療費の 総額 (円)	⑦ 共済組合 の支払額 (円)	⑧ 市区町村 等の支払 額 (円)	⑨ 自己負担 額 (円)
6年 10 月	外来	1	きょうさい総合病院	3,860	2,702		1,158

- ① 診療等を受けられた方（組合員又は被扶養者）の氏名、共済組合へお問い合わせの際に必要なとなる照会番号です。
- ② 保険医療機関等で診療等を受けた年月です。
- ③ 入院・外来・歯科・調剤・施設・訪問・柔整の区分です。
- ④ 上記②のうち、⑤に記載の保険医療機関等を受診した日数です。
- ⑤ 診療等を受けた保険医療機関等の名称が表示されています（診療科の表示はありません。）。
- ⑥ 医療費の総額（⑦～⑨の合計額）です。
- ⑦ 地方職員共済組合が保険医療機関等に支払った額です。
- ⑧ 条例・法律に基づき、市区町村・国等から助成を受けられた場合の額です（当共済組合で把握できるもののみ表示しています。）。
- ⑨ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額です。
 - ・ 額は、1円単位で表示されていますが、実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。
 - ・ 入院の際に、保険医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示したことにより、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。

留 意 事 項

- ① 保険医療機関等を受診していない場合や、保険医療機関等を受診していても、保険医療機関等から共済組合への請求が遅れている場合等（診療報酬明細書等の内容を審査中の場合等）については、記載されていません。
- ② 柔道整復施術等（接骨）の場合は、診療年月が複数月にわたるときに、特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。
- ③ このお知らせには、医療保険で受診等した診療分等を記載しています。医療保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）は含まれないため、領収書の金額と異なる場合があります。
- ④ 市区町村等の助成を受けられた場合等は、支払った金額等と表示額が異なる場合があります。
- ⑤ 組合員、被扶養者の資格喪失後に組合員証等を使用して受診した場合で、既に共済組合に療養費等の返納を行っている場合でも、返納前の内容で表示される場合があります。

⇨ 地方職員共済組合

確定申告（医療費控除）の手続きに使用することができます

確定申告では、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりますが、この「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費控除の明細書の記入を省略することができます。
※ただし、「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分は、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。

よくある質問にお答えします

Q1	「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があるのはなぜですか。
A1	今回送付した「医療費のお知らせ」は、令和6年11月から令和7年10月までに保険医療機関等を受診された分の医療費が記載されています。 また、保険医療機関等から届いた診療報酬明細書等のデータを基に作成しているため、以下のような場合には、確定申告の対象となる医療費であっても、「医療費のお知らせ」に反映できないものがあります。 ★「医療費のお知らせ」に反映できないものの事例 公費負担医療・自治体単独の福祉医療制度等による助成・減額査定・月遅れ請求・附加給付 治療用装具に係る費用など後日給付される医療費・互助会の給付等 このような場合には、以下のとおり対応していただくこととなりますので、必ず領収書等の証拠書類を保管してください。 ●「医療費のお知らせ」の表示額と実際に支払った金額が一致していない場合 ⇒ 実際に支払った額に訂正して申告 ●「医療費のお知らせ」に医療費が記載されていない場合 ⇒ 保管している領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を確定申告書に添付
Q2	領収書の額と10円未満の金額が一致していないのはなぜですか。
A2	「医療費のお知らせ」の「自己負担額」は、医療費の総額に自己負担割合を乗じて算出されるため、1円単位で表示されています。実際に保険医療機関等の窓口で支払った額は、10円未満を四捨五入した額となりますので、「医療費のお知らせ」の「自己負担額」と実際に支払った額が相違することがあります。 なお、「医療費のお知らせ」を使用して確定申告を行う場合は、「医療費のお知らせ」に記載された金額又は領収書に記載された金額のいずれで計算しても差し支えないこととされています。

確定申告(医療費控除)の手続きに関しては、国税庁ホームページ又は
管轄の税務署にご確認ください。

～国税庁から確定申告に関するお知らせ～

確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！
医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」なら、金額等を入力するだけで、**自動計算**で、医療費控除を適用した**申告書の作成・e-Taxによる送信**ができます。
- さらに、マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に**自動入力**できます。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - ・マイナンバーカードとパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
 - ・マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダライタ）

アクセスはこちらから

作成コーナー



マイナンバーカードを利用した確定申告案内



こんなときには共済組合にご連絡をお願いします

「医療費のお知らせ」とお手元の領収書を照らし合わせ、受診した覚えがない保険医療機関等が記載されていたり、受診日数や金額が異なっていたりする（市区町村等による公費助成により窓口負担額と相違する場合を除く。）場合は、組合員や被扶養者の方の医療費が不正に請求されている可能性もありますので、「医療費のお知らせ」（表面）右上に記載されている問い合わせ先まで、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

☆☆地方職員共済組合